

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
1	位置付け・将来像	本基本計画で示される南部地域の面積は、市の面積の半分を占めているので、市として南部地域の整備を重要視してもらいたい。	本基本計画で示す南部地域の将来像の実現に向けて、整備・開発・保全を原則に取り組んでいきます。
2	位置付け・将来像	昭和59年に策定した基本計画と平成23年に改定した都市計画マスタープランとの整合性はあるのか。	本基本計画において、都市計画マスタープランは上位計画として位置づけておりまして、今回の基本計画の改定は平成23年に改定した都市計画マスタープランを踏まえた内容となっております。
3	位置付け・将来像	現在進められている道路計画等は早急に対応し進めてください。	本基本計画の策定後、現在進められている事業を含めて、本基本計画に基づき実施していきたいと考えております。
4	土地利用	以前、寺之下土地区画整理の区域内の34社に実態調査をしたが、従業員は約600名のうち市民は60名に留まっていた。また、南部地域では、物流がメインとなっており、大型車の出入口において歩行者の通行に危険を及ぼしている箇所もある。現状を把握して、計画を策定してもらいたい。	当該地区は、本基本計画の土地利用計画において住宅・流通業務共存地として位置づけておりますので、適正な土地利用と周辺環境や景観に配慮した良好な市街地の形成を誘導していきます。
5	土地利用	泉環境マテリアル・リサイクルセンターの安全対策・環境良化	
6	土地利用	南部の物流事業・産廃事業の現況を把握してもらいたい。	
7	土地利用	現在住んでいる地域は小規模な開発で、前面道路の拡幅整備がされているが、建ぺい率／容積率が、30％／60％のままである。用途変更することができないのか。	総合的な土地利用については都市計画マスタープランがあります。また、用途地域の変更については市に指定方針があり、原則として地区計画を定めることとしています。これらの計画や方針に準じ、地域の合意形成に基づき、地域の特徴を活かした地区計画を策定することで見直すことは考えられますが、小規模開発による部分的な整備により用途変更することはできません。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
8	土地利用	都市計画道路3・4・5号線とさくら通り東側は低中層住宅地の土地利用計画になっているが、既存のさくら通り以下の用途地域はやめてもらいたい。用途地域としては何になる予定か。	都市計画道路3・4・5号線の整備完成に伴い、用途変更する予定はありません。
9	土地利用	南部地域はハケ上からの緑のある風景がすばらしいが、インター周辺のホテルによって風景が阻害されている感じがある。現状にあるホテルを取り締まることはできないのか。	現在建っているホテルは法令上の手続きを経て建築してきていると理解しております。市独自の取り組みとして、昭和61年からホテルの建築規制に関する条例を制定し、基準を設けるなど、生活環境への影響が阻害されないよう努力しているところであります。外観については、配慮するよう基準がありますが、強制力はありません。
10	進捗管理	本基本計画の進捗については、市民が把握することができるのか。	本基本計画の進捗につきましては、計画期間後の結果の公表だけではなく、定期的に事業の進捗等を市民のみなさまへ市報及びホームページにより公表していきたいと考えております。
11	10年間の優先整備計画	10年間の優先整備計画は、財政の裏付けのもとに実施してもらいたい。	本基本計画が策定できましたら、10年間の優先整備計画の実施に向けてのスケジュールの作成に取り掛かります。その際に市の財政状況を考慮したスケジュールの作成が必要になってくると考えております。
12	中・長期整備計画	中・長期整備計画図で挙げられている事業は、計画期間の10年間でどのようにするのか。	10年間の優先整備計画については、計画期間中に事業実施に向けて取り組む事業をあげております。また、中・長期整備計画で挙げている事業については、事業を実施するための課題の抽出・検討を計画期間中にすることにより、10年間の優先整備計画で挙げる事業の実施後にすぐさま事業を実施できるように進めていきたいと考えております。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
13	市街地整備	平成9年頃に比較的大きな面積の地権者の方々に矢川駅の南口で矢川通りの西側の整備について話し合いが行われた。そこからかなりの時間が経過したが、市では現在どういった構想があるのか。	矢川駅南口及び谷保駅南口周辺の整備については、昭和59年に策定した国立市南部地域開発整備基本計画においても整備についての考えを示しておりまして、地元の方も含めて検討をした経緯はあります。しかしながら、公表できるような検討結果の取りまとめを行うことができませんでした。そのため、本基本計画では、当時と取り巻く環境が変化していることもあることから、現状における課題等を抽出し、事業の実現性を含めて検討を進めていくこととしております。また、検討結果については、取りまとめてみなさまに公表していくことを考えております。
14	市街地整備	昭和59年に策定した基本計画においても谷保駅南地域の整備について計画していたが、今回改定する基本計画で10年間の優先整備計画ではなく、中・長期整備計画に挙げられているのはなぜか。	
15	市街地整備	城山南土地地区画整理区域の区画道路はまだ供用されていないが、進捗はどのようになっているのか。	平成26年第1回定例会において、国立市城山南土地地区画整理区域内の供用開始されていない部分の道路認定が可決され、市への引継ぎ手続きが完了いたしましたので、5月27日に供用開始をいたしました。
16	道路整備	現在事業中である都市計画道路3・3・2号線は、いつ頃完成するのか。	事業施行期間は「平成23年7月5日から平成31年3月31日まで」となっており、進捗状況につきましては施行者である東京都の北多摩南部建設事務所へお問い合わせください。 また、都市計画道路の完成に伴い、用途変更する予定はありません。
17	道路整備	所有地が都市計画道路3・3・15号線の一部として都に先行取得されたが、都市計画道路3・3・15号線の整備についてはどのような状況になっているのか。また、整備にあたって問題点があるのか。	都市計画道路3・3・15号線の未整備箇所においての問題点としましては、南武線との交差部分と東京女子体育大学敷地を縦断する部分になります。南武線との交差部分については、対象箇所が平成16年6月に東京都により示された踏切対策基本方針による鉄道立体化の検討対象区間に挙げられていることから、鉄道立体化の進捗を踏まえて検討が必要になります。また、東京女子体育大学敷地を縦断する部分については、矢川上整備地区の基盤整備の検討と合わせて整備の手法等を検討していきます。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
18	道路整備	都市計画道路3・3・15号線の整備について、都市計画道路3・4・5号線(さくら通り)から北側と南武線から南側で分けて検討することはできないのか。	都市計画道路3・3・15号線の整備については、No.16で挙げたように2つの課題があることから、北側と南側を分けての整備手法の検討が必要であると考えております。
19	道路整備	都市計画道路3・4・5号線の矢川北アパート付近より西側の整備は実施しないのか。	都市計画道路3・4・5号線の当該部分についても都市計画道路3・3・15号線の未整備部分の南側と同様に南武線の高架化の進捗を踏まえた検討が必要になってきます。
20	道路整備	石神道はいつごろ整備できるのか。	都市計画道路3・4・14号線の拡幅整備については、市道南第29号線(通称一石神道)の現状が両側とも住宅が密集しておりますので、どのように拡幅整備していくのかという手法を含めて、計画期間中の事業着手に向けて進めていきたいと考えております。また、完成時期については、拡幅する道路幅員も含めて手法の検討ができましたら、概ねの時期を皆様にお伝えできると考えております。
21	道路整備	都市計画道路3・4・14号線の計画の説明があったとき、地元では16mではなく、12mでどうかという話はあったがそれでも厳しい現状であった。流域下水道幹線の事業があったことによって、広がった部分が待避所となっているが、都市計画道路の整備となると地元では現実的ではないと考えている。	都市計画道路3・4・14号線のうち、甲州街道北側の部分は現状の幅員が5.46mで、概ね6mは確保できておりますので、優先整備路線としての位置付けは考えておりません。優先整備路線は、人や自転車通行の危険性、公共交通政策、防災機能等を総合的に勘案し、継続性や財政状況等も考慮し、選定しています。
22	道路整備	都市計画道路3・4・14号線のうち、甲州街道南側の石神道の部分は10年間の優先整備路線として位置づけられているが、南部地域と北部地域をつなぐ甲州街道から北側の部分も優先整備路線として位置づけたほうがよいのではないのか。	都市計画道路3・4・14号線のうち、甲州街道北側の部分は現状の幅員が5.46mで、概ね6mは確保できておりますので、優先整備路線としての位置付けは考えておりません。優先整備路線は、人や自転車通行の危険性、公共交通政策、防災機能等を総合的に勘案し、継続性や財政状況等も考慮し、選定しています。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
23	道路整備	甲州街道の歩道の拡幅は考えていないのか。	甲州街道の歩道については、現状は狭いことから歩行者等の通行に支障がでていると認識しております。そのため、市としては道路管理者である東京都に片側1車線化の推進を働きかけております。片側1車線化には、渋滞が発生しない程度の車両通行量であるかが目安になりますので、日野バイパスや現在事業中である都市計画道路3・4・5号線の整備によって、甲州街道の通行量が軽減されることになれば、より強く働きかけができるのではないかと考えております。
24	道路整備	甲州街道の片側1車線化について、優先整備計画として項目に入れたほうが良いのではないかと考えております。	なお、本基本計画における優先整備計画の選定については、市が施工する範囲においては、計画期間中に能動的に実施していきたい事業を挙げており、東京都の施工する範囲においては、市として働きかけることに留まるため、都市計画道路の優先整備路線となっている事業のみを挙げております。
25	道路整備	甲州街道の片側1車線化はいつになるのか。	
26	道路整備	南部地域で人が多く住んでいるのは甲州街道周辺だが、今回の優先整備にこの周辺の計画が盛り込まれていないのはなぜか。	甲州街道沿道については、甲州街道の片側1車線化を推進し、実現することが、生活環境の改善につながると考えております。また、甲州街道に接続する道路の整備としましては、諸条件を勘案し、優先整備計画で挙げた路線を拡幅整備する必要があると考えております。
27	道路整備	特定公共物(赤道・水路)が用途で土地利用されていない部分があるが、そのような土地は市としてどのようにしていくのか。	特定公共物の用途が廃止された部分については、現在においても払下げや道路用地との付替交換をしております。なお、本基本計画における道路拡幅整備の考え方としましては、本文のP34に示しておりますように、将来道路計画幅員のうち、道路の中心線から2mまでは受益者負担として用地の寄付を受け、それ以外の計画幅員に必要となる用地に対して、用途廃止された道路敷(赤道、水路敷)がある場合は、道路用地と付替交換することとしております。
28	道路整備	南部地域の中でも南側は特に整備が遅れているため、早急に道路整備を進めてほしい。	本基本計画が策定できましたら、基本計画に基づき実施していきたいと考えております。優先整備路線を選定しておりますので、一つずつ確実に実施していきたいと考えております。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
29	道路整備	小学校の通学路の道路拡幅整備をしてもらいたい。	通学路については、本基本計画の道路整備計画における整備路線の選定条件の中で重要な要素と考え、整備計画路線を選定しております。 なお、通学路で優先整備路線になっていない路線については、拡幅整備の可否を検討していきたいと考えております。
30	道路整備	第7小学校裏の道路はどのように考えているのか。	第七小学校の用地買収当時に学校敷地内北側に道路築造の計画がありましたが、その計画は今回中止することといたしました。そのため、府中市と東西方向に抜ける道路の拡幅整備を、都市計画道路3・4・5号線、3・3・2号線の事業進捗等の周辺環境を踏まえながら検討していきたいと考えております。 なお、市道①(市道南第1号線)は中・長期整備計画に挙げております。
31	道路整備	市道⑦(市道南第26号線)の優先整備路線として挙げている部分の北側は拡幅整備をしないのか。	市道⑦(市道南第26号線)の対象区間の北側については、既に幅員6m以上が確保されておりますので、優先整備路線の対象外としております。
32	道路整備	市道⑦はどのように拡幅するのか。第六小学校側に広げるのか。	道路拡幅整備の考え方としては、本文のP32に示しておりますように、原則は既存道路の中心振り分けで拡幅することとしておりますので、当該部分も同様の考えになります。しかしながら、片側が道路拡幅整備することが困難で、その逆側の方に理解を得られるような場合等、実施場所によって異なるケースが考えられます。
33	道路整備	市道⑩⑪の道路拡幅整備は必要であると考えますが、多摩川河川敷グラウンドから立川市貝殻坂橋までの河川敷を通行できないため、当該路線を自転車が多く通行して危険な状態になっている。多摩川河川敷グラウンドから立川市貝殻坂橋までの道を整備できないか。	府中市境から河川敷グラウンド入口までは多摩川河川敷堤防の上部を国土交通省の占用許可を得て自転車歩行者専用道路を整備していますが、本質問で挙げられる多摩川河川敷グラウンド入口から立川市境の貝殻坂橋付近までの区間については未整備となっております。当該部分については、現在河川管理者により行われている付近の土地利用の整理などが明確になった後に、市としても自転車歩行者専用道路の整備をどのように進められるかの具体的な検討が前進するものと考えております。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
34	道路整備	石田街道、多摩川道路の安全整備、歩道の整備	石田街道の歩道の整備については、中・長期整備計画に挙げておまして、現在の道路用地内での整備、拡幅用地を確保しての整備の両面から検討していきたいと考えております。 また、市道南第36号線(多摩川夕焼け通り)についても、中・長期整備計画に挙げており、スーパーバリューや多摩川河川敷公園の利用者の動線等を考慮して、府中市域との相互通行に向けて、事業実施における課題等を抽出していきたいと考えております。
35	水と緑の整備	緑の整備計画図(P16)で示される城山公園はどのように整備していくのか。	緑の整備計画図で示しております城山公園の区域については、都市計画決定された城山公園の区域を示しておまして、今後用地の取得等の検討を進めていく中で、整備・保全の方針等を決めていくこととなります。
36	水と緑の整備	城山公園の水路に柵をつけ、遊具を設けてもらいたい。	区画整理事業により新たに設置された公園のコンセプトは、最初から何の遊具も設置せず、原っぱで大人も子どももなく、自分たちで工夫して楽しむ広場にするというものです。また、水に親しんでいただくために柵も設けていません。ただし、公園の東西の園路と水路が交差する橋かけ部分に一部、車いすの転落防止のための柵を設け、注意を促しています。
37	水と緑の整備	緑の整備計画図において、天神公園となっている部分があるが、現在の状態で公園と呼べるのか。都市計画公園の広さなど定義があるのではないのか。	緑の整備計画図で示しております天神公園の区域については、都市計画決定された天神公園の区域を示しておまして、現状は公園の形態となっております。なお、都市公園の面積の基準については、国立市都市公園条例において、都市公園の特質によって規模が定められております。
38	水と緑の整備	小規模な開発によって設置された公園が利用されていない。ミニ農園や花畑等の別の用途で使用してもよいのではないのか。	現在、低利用の児童遊園などの新たな活用方法として、苗の圃場や地域住民の方々に「地域の庭」として、様々なガーデンづくりに取り組んでいただく、コミュニティガーデンづくりの検討を始めています。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)についての地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
39	水と緑の整備	屋敷林を保有している地権者の中には、保全したいが相続等でやむを得ず手放してしまうというケースが生じている。市としてどのように屋敷林を保全していくのか。たとえば、固定資産税を減免するなどできないのか。	古くから代々守り受け継がれてきた屋敷林の貴重な緑が、相続等で手放され、失われてしまうことは非常に残念なことです。現行法制度上そのような仕組みになっていることも受け入れざるを得ないと考えています。しかし、相続が発生するまでの間をどのように維持管理するかを地権者ととも検討・協議させていただき、固定資産税減免を含めた様々な方策を探ることは可能だと思います。そのためにも、まずは市民のみなさまにご参加いただき、屋敷林を含めた民有地の緑の現状について調べ、理解していくことから始めたいと考えています。
40	水と緑の整備	府中用水等の用水は農家で清掃しているが、湧水等は市で清掃しているのか。市民にボランティアを募って清掃してもらってもよいのではないのか。	用水路や湧水路の清掃は、市が農家をはじめ水路沿いにある自治会の皆様にもご協力いただいておりますが、ご提案のようにボランティアの方にもご参加いただける仕組みについても検討してみたいと思います。
41	水と緑の整備	今後、市としてどのように農地を保全していくのか。	市では、『国立市第2次農業振興計画』に基づき、農業・農地を次世代に引き継ぐための事業を実施しています。そのために、農産物の販売先の拡大及び多様化、意欲的な担い手の育成等により、農業経営が成り立ちやすくなります。また、農園サポーターの要請や、農に関するイベントの開催、食農教育の推進等により、都市農業の重要性をPRし、市民全体で農業をはぐくんでいく機運を盛り上げます。具体的な方策については、農業者との対話を通じて検討してまいります。
42	水と緑の整備	農地の保全のための別途組織の立ち上げ時期と運営内容はどうか。	農業と農地を守るための誘導策、実効的な取組みを検討するために立ち上げる別途組織については、今後担当部署と時期・内容等の詳細を決めていきたいと考えております。
43	魅力あるまちづくり	住居表示の変更はいつ・どのような基準で行うのか。また、谷保二丁目の町名地番整理の実施時期を教えてください。	町名地番整理については、基本方針に基づき、土地区画整理事業を含む周辺地域、既に土地区画整理事業が完了した区域を含む周辺の地域、町区域の一部で町名地番整理が完了している地域の順で実施していくこととしております。そのため、その他の地域に関しては、上記の対象区域が完了した後に実施することになります。

◎国立市南部地域整備基本計画(案)に関するの地区説明会等における意見について

	項目	内容	回答
44	交通体系の整備	くにたち南市民プラザを通行する「くにっこ」が廃止され、この周辺地区が取り残されていっているイメージがある。	<p>「くにっこ」泉コースの代替えとして、国立市コミュニティワゴン「くにっこミニ」の試行運行を検討した際に、立川バス(株)から『国立泉団地発着の路線バスを増便するので、泉団地バス停についてはコミュニティワゴンのルートから外してほしい』との要望がありました。これにより、くにたち南市民プラザ付近につきましてもコミュニティワゴンのルートから外すこととなりました。</p> <p>なお、国立市泉団地発着の立川バス(株)(路線バス)は平成26年6月頃から増便の予定です。増便の内容の詳細については、立川バス(株)が認可申請中のため記述を控えさせていただきますが、i)シルバーパス利用可、ii)定期券・Suica/PASMOなどの交通系ICカード利用可、iii)石田街道経由で矢川駅まで移動可、かつ、国立駅まで乗り換えなしで移動可、などの新たなメリットがあります。国立泉団地バス停まで少々歩いていただくこととなりますが、路線バスが増便され、全体の利便性を向上することとご理解ください。</p>
45	交通体系の整備	第3中学校の東側の市道南第30号線を道路拡幅整備することによって、コミュニティバスの運行ルートになるのか。また、この地域について運行経路の検討も含めて早急に対応してもらいたい。	市道南第30号線については、南部地域での乗合交通手段の路線設定にあたって重要な路線と考えております。その他の道路整備状況や旅客需要などを考え合わせながらコミュニティワゴン試行運行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。
46	交通体系の整備	交通体系の整備について、コミュニティバスにおける不便地域の解消を挙げているが、民間バスとの連携による解消を検討してもよいのではないか。	幅員が大型バスの運行の条件を満たしている道路については、旅客需要の伸び等によって路線バスの路線設定が進むものと考えております。このことについては、民間バス会社や立川警察が委員となっている国立市地域公共交通会議等の場で議論を深めてまいりたいと考えております。